

Title	都市江戸の成立：一般史的背景
Sub Title	The formation of city Edo : its general historic background
Author	田中, 克佳(Tanaka, Katsuyoshi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2002
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.54 (2002.), p.1- 11
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000054-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市江戸の成立

—一般史的背景—

The formation of city Edo

—its general historic background—

田 中 克 佳*

Katsuyoshi Tanaka

The period when the culture of best like Edo matured is called with the Edo Period middle, and it is presumed one from Kyohoh Period (享保期[1716~]) to Kansei Period (寛政期[~1800]).

With focusing on this period, this paper composed the following matters by depending on the preceding researches.

To begin with the general history concerned with the change of the politics, economics and society in Japan as the background of the formation of city Edo and next the course of the formation of city Edo and the population composition and municipal government of it and so on.

はじめに

従来、江戸時代の文化史的時期区分として元禄期（17世紀後半から18世紀初め）を中心とする前期と文化文政期（19世紀前半）を中心とする後期の二分法が行われ、文化の中心地域に即して前期は上方文化、後期は江戸文化と呼び慣わされてきた。そしてこの間の文化の移行動向を「文運東漸現象」と呼び、享保から宝暦・明和（1720年代から70年代）に至る50年ほどの時期をこの文化東遷の時期に当ててきた。

この区分法の背景として、戦後民主主義の潮流を指摘する見解がある（後掲注1., 中野）。江戸文化は民主主義の立場から捉えられ、その特徴は庶民による庶民のための文化と規定され、「元禄の町人文化と謳われ、浮世絵の美が称揚され、江戸戯作の通俗性、歌舞伎の卑俗性がかえって武士に対する階級的抵抗精神の発揚として評価され¹⁾」(p. 46) できた。しかし、例えば江戸っ子の江戸自慢の第一が將軍様のお膝元という武士の権威にすぎたものであったことにあるように、江戸の文化の特徴を「武士に対する階級的抵抗精神の発揚」とすることには無理がある。こうして江戸時代の現実に即して江戸時代を江

戸時代として見ようとする立場から、江戸時代を前期・中期・後期に分けて考える考え方が、近年、定着して来ているという。すなわち、享保改革と寛政改革をめぐりに享保以前（1715まで）を前期（近世の建設期）、享保から寛政まで（1716~1800）を中期（江戸の最も江戸らしい文化が成熟した時期）、寛政以降を後期（近代へ向かっての崩壊期）とする区分法である²⁾。

この中期の独自性の指摘は、政治史文脈でも次のような指摘がある。すなわち、享保期（八代將軍吉宗-宝暦元年没）ならびに寛政期（十一代將軍家斉/寛政改革-老中・松平定信）・天保期（十一代將軍家斉/天保改革-老中・水野忠邦）は後世まで範とされる立派な政治が行なわれた時期であったのに対して、元禄期（五代將軍綱吉）・田沼期（十代將軍家治）・大御所時代（十一代將軍家斉が実権を握った寛政・天保両改革の中間の時期）は為政者が放埒・無能で政治が乱れた時代とされている。後者に属する江戸中期（享保と寛政の間）に位置する宝暦・明和期の政治課題に対処した田沼期（明和6から老格、安永1~天明6老中）は、年貢増強策にもかかわらず増収の見込めないこの段階での財政的対応と絡んで成立した「株仲間」や「金・銀による通貨の二元体制³⁾」からくる物資流通の渋滞を解決するために行われ

* 慶應義塾大学文学部教授
(教育史)

た「計数銀貨の発行」(通貨の一元化)、海外貿易における輸出品の俵物(煎り海鼠・干し鮑・昆布などの海産物)への切り換えによってそれまで流出一方であった金銀の取り込みを企てたことなど、江戸時代でも最も意欲的な対応策の打ち出された時期であったのだが、結局、問題解決以前に、「柔軟対応を排して硬い対応を身上とする松平定信政権が登場し、以降政権の硬直化による体制の衰退過程へとふみだすことになる点で幕藩体制社会の一つの転換期」であったといわれている⁴。

本稿は、これらの理解に立つ江戸中期を意識しつつ、江戸期日本の一般史的背景と都市江戸の成り立ちを理解するための一般的な事柄のいくつかを、先行研究に依拠しつつ整理することを課題とする。

1. 江戸期日本と都市江戸成立の一般史的背景 —政治・経済・社会—

①総耕地面積の推移

江戸期日本は、領主たちによる封建的土地所有に基礎をおく社会構成体である「大名領国制」に立つ封建社会である。その物質的基礎をなす総耕地面積は、平安時代から室町中期まではほとんど増加が見られないが、戦国期の大名領国制の展開とともに増加を始め、1600年ごろには1,635,000町歩と室町中期(946,000町歩)の72.8%増となるが、享保期(1720年頃)の情況を示す「町歩下組帳」によると2,970,000町歩と室町中期の約三倍強(322.9%)の増加となっている。しかし、明治7年の「第一回統計表」によると3,050,000町歩と享保期にくらべて約3%弱の増加を示しているにすぎない(次表参照)。

【わが国の耕地面積の推移】

(大石, 下記論文, p. 171-表3)

耕地面積		年代	その典拠
862千町歩	91.1	930年ごろ	和名抄
946 "	100.0	1450 "	拾芥抄
1635 "	172.8	1600 "	慶長三年大名帳
2970 "	313.9	1720 "	町歩下組帳
3050 "	322.4	1874 "	第1回統計表

ここに見られるように、大名領国制成立以来急成長を続けたわが国封建制下の生産力は、やがてその成長を止め、享保期以降停滞期に入るのである⁵。

② 江戸開幕から吉宗の登場まで

1603(慶長8)年の徳川家康による江戸開幕から1650~60年頃までの四代將軍家綱治世の半ばころまで

の約50年の間に、「生産の場としての農耕地の開発、そのための大川川の治水、用水開発のための大規模土木工事、全国にちらばる二百六十余の城下町・陣屋町の建設、その中心はいうまでもなく江戸であるが、それらをつなぐための五街道および各種道路の建設⁶」と大量の物資輸送のための港湾・河岸の整備が行われた。

「それが終るとその原資として使用されていた七公三民に近い(略)高率貢租(税金)は急速に低下、五代將軍綱吉の治世の一七〇〇年ころには、三公七民に逆転する(略)ために庶民の再処所得は急速に増大し、それが先行した巨大な社会投資と相乗効果をあげながら、衣食住ともにわが国の庶民生活を一変させる(略)いわゆる“元禄の繁栄”を生みだした⁷。」

しかし「六代家宣・七代家継両將軍時代の政治を担当した新井白石が通貨政策を誤ったため」(通貨の品位にこだわりすぎたために通貨供給量が半減)、「世はひどいデフレ状況に突入してしまっていた。」八代將軍吉宗の時代には「元禄のバブル崩壊ではじまったデフレが行きつくところまでゆきつき、さしもの幕府財政も底をついて、経常支出の資金手当のめどもつかず、もはや大幅な人員整理以外に手がないといった事態であった⁸。」

③農民層の分解と寄生地主の発生

徳川封建社会の基盤を支えた農民の生活は、江戸時代初期は家康が理想としたといわれる「生かさぬよう殺さぬよう」に即した最低限の生活であったのが、中期になると農業技術の躍進、新しい肥料の開発などによって生産力が急激に高まり、暮らしに余裕が生まれ、生活水準も高くなっていった。農民のこのような成長は、それを足場とした商品経済の発展をうながすことになった。

年貢および自家消費用の生産物以外の余裕が商品となる一方で、各地の城下町に集められて生産の場から切り離された人びとの存在が消費市場を形づくり、供給は需要を、需要は供給を刺激しあいながら、いわゆる庶民階級の経済力を上昇させ、三井家に代表されるような豪商を誕生させるまでにいたる。

このような社会基盤の上で上方文学・歌舞伎、浮世絵などに代表される町人文化が花開く一方で、商品経済にまきこまれた農村部に農民層の分解とよばれる現象が引き起こされることになる。すなわち、商品化する余剰を生みだし、その利潤でさらに生産の規模を拡大していく者と、種々の事情から土地田畑を手放して小作人へと化していく者への分解が進んで行く⁹。

一方、幕府をはじめ諸大名は、江戸時代のはじめころ

には年貢の増徴とならんで新田しんでんの開発に力を入れていた。当時の農業技術では、農耕地の大小がすぐに農業生産力の大小になったからである。しかしそれも一段落して、四代将軍の終わりころからは、既開発の田畑をいかに有効利用するかという本田畑中心主義が農政の基本方針となった。新田開発は本田畑の耕作をおろそかにし、入会採草地や用水不足の原因になるために、領主たちは、新田開発を嫌い、このころ現れ始めた資本を蓄積した商人たちの新田開発への投資を禁止した。

この傾向を転換させていわゆる寄生地主制への道を開くことになったのが吉宗の政策である。吉宗は、1722(享保7)年7月、新田開発に関する高札を江戸日本橋に建て、「新田になりそうなところは、幕府の責任で開発を申しつけるから申し出るように」と開発人を募った。財力ある町人に新田開発を代替させ、その代償として開発資金の割五分を限度としてその新田から小作料を取ることを認め、それを年貢同様に保証したのである。この政策が、明治・大正・昭和(20年まで)時代の日本社会の特性となる寄生地主制への道をひらくことになったのである¹⁰。

④在(農村)と町の分離

戦国時代から江戸時代への移行の中で「兵農分離」政策は社会の変化に大きな役割を演じた。これは、職能の上だけでなく、居住地区の面でも機能し、兵は町に、農は在にと分離することになった。在とは、農・漁・林業など生産活動が行なわれるところで、その中心はもちろん農村であった。町は、城下町・宿場町・港町・門前町など直接生産にかかわらない政治や商業などの機能を担うところで、その中心が城下町であった。在は生産によって、町は消費によって特徴づけられる。

この兵農分離はまた、「農と商工との分離」も同時に引き起こした。それまで兵農と同居していた工商も、在から離れて町に集中させられた。

町と在は行政的にも区別され、町は町奉行の支配、在は郡奉行こおりゆきの支配に属することになった。さらに、商人が商業のために在に足を踏み入れるには商札あきざと呼ばれる免許証が必要であるとか、それも、農民が年貢を完納した後に限るなど、諸種の制限が設けられた¹¹。

2. 江戸時代の農村と農民

①村・階層・農民負担

江戸時代の村は、何々県何々村大字何々という場合の大字と呼ばれる集落にあたり、村の数は1804(文化元)

年の調査で全国61,549村、一村の米の生産高は408石余、人口は405人強、村高約400石、面積約40町歩、人口400人というのが平均的な村のイメージであった¹²。

農民階層として「大前」「小前」「水呑」があり、「大前」が地主あるいは地主兼自作農、「小前」が自作農、「水呑」が小作農や雇農である¹³。

農民の負担には、大別して年貢しやぐと諸役があった。

年貢は、農民が領主にたいして物または金で納めるものをいい、本途物成ほんとものなりと雑租ざそとにわかれる。本途物成は農民負担の中でもっとも主要なもので、田畑にかかってくる正租であり、普通年貢ふつねんぐというのこはこれである。雑租は田畑以外からの収入にかかる小物成こものなりなどが中心であった。

諸役は、戦国時代には種類も日数も多かったが、江戸時代には段々少なくなり、やがて助郷すけごうのみになった。農民を狩り出して使役すると農耕にさしかえ、年貢負担能力が低下するからである。

年貢は、江戸時代はじめは先述のように七公三民弱(収穫百石のうち七十石程度が年貢)であったが、時代とともに比率が下がり、新井白石の時代には三公七民を割り込むようになった。白石のあとを受けて将軍吉宗は、これを五公五民に引き上げようと努力し、ある程度の成功をおさめ、つぎの宝暦時代(将軍家重の世)には江戸時代後半期でもっとも年貢収入の多い時代となるが、それでも三割七分の年貢率が上限であったという。しかもこの線さえ長くは維持できず、以後下降傾向をたどり、平均三割三分くらいの線を上下するという。

この三割三分というのは、幕府支配地の表高おもひだかにたいする年貢率で、課租されない裏作などの条件を考慮に入れると、年貢は年間収入の二割以下(諸藩の場合、これより少し高いのが普通であった)と推定されている¹⁴。

②農村行政

村の政治は、名主・組頭・百姓代ひやくしやうだいという、ふつう村方三役むらかたさんやくと呼ばれる人びとによって担われた。

名主は、自治体である村の代表者の位置にあって、年貢や諸役負担で領主と交渉し、入会(または複数の村の住民が同一地域の林野や漁場に入り生活・生産の資材を共同用益すること)や用水問題などで関係村々と交渉した。領主から村単位で割り当てられる年貢や諸役などの個々の農民への割り振りや、回されてきた法令を農民に説明し、農民が法令を遵守し農耕に出精しているかを監督することも名主の役目であった。なお、名主の上に数々村から十々村じゅうじゅうむらくらしをまとめて支配する大庄屋と

よぶ役職のあるところが多かった。

名主の選出は、多くの場合村民の入札（投票）によったが、有力者が世襲する代々名主や有力者数名が交替で名主職につく輪番名主といった例もあった。このような有力者名主は、関東地方のように郷土（主家が滅んだ等の理由で帰農した武士）地域に多かった。入札の場合でも記名投票であったから、村内の古い家柄とか資産家など有力者が選出されがちであった。しかし領主側に拒否権があったから、最高得票者がそのまま名主になるとは限らなかった。幕末期、世間が動揺しはじめると領主側の拒否で何度も選挙を繰り返した例がたくさんあるという。名主のことを、関西では庄屋、東北では肝煎などと呼んだ。

組頭は名主の補佐役で、名主同様、村内の有力者がなることが多く、定員は二〜三名であった。

この名主・組頭が村政の担当者であったのにたいして、百姓代はその監視役であった。

当時は名主の私宅が名主役宅とよばれて村役場を兼ねていたため、名主家族の生活と村政の経費との分離が困難であり、また年貢や村入用（村費）の村民への割当の仕事に手加減が入り込む余地があるなど、村政の仕組みに不正が起こりやすく、あるいはそのような誤解が生じやすい状態にあった。このため、名主・組頭ら村役人と村民との間に多くの紛争が生じた。とくに江戸時代中期になると、名主・組頭ら村落上層と一般農民との貧富の差が大きくなり、それが目立つようになった。百姓代は、このような村内の対立を前提として生まれたものであり、江戸時代初期からあった名主・組頭とはその性格を異にしている。江戸時代中期に生まれたこの百姓代は、いわば「むずかしいことを好む者」たち（＝小百姓）の代表として、名主・組頭が不正なことをしないように監督するのがその役目であり、小百姓の利益を代弁した。また、この下層農民の村落上層にたいする一揆による戦いは、宝暦・明和時代からしだいに激しくなり、領主層と結託しているとして名主の家を打ちこわしたり、貧富の差を是正し、富を再分配せよという世直し一揆にまで発展していくことになる¹⁵。

③農村の家・家族

江戸時代の農村の家族構成は、夫婦と子どもと時に父母を含んだ最も単純な形の血縁家族で、学問的に封建小農民と呼ばれている。全国的統計はないが、農民の家族数は大体四〜五人くらいで、下男・下女といった血縁外の人口を含む場合は例外だとされている。

大體、一戸につき一町歩（石高に直して約十石）の耕地（田畑）と家族居住用の家屋敷と農作業用農具を所有するというのが標準であったが、所有耕地についてみると実際は標準より少なくなるのが普通で、一戸を四〜五人として1804（文化元）年の全国統計から計算した場合、一戸の平均所有石高は四〜五石になるという。

農民の居住家屋は、縦三間・横六間とか、縦二間・横五間といった単純長方形の葺か板ぶき屋根のものが普通で、瓦ぶきはめずらしかった。雪隠とよばれる便所は、もっとも貴重な肥料の貯蔵所と考えられていたから、住居とは別棟に大きく建てられていた。牛馬などは、母家の土間の一角に設けられた囲いの中で農民家族と同居しているというのが普通の姿であった¹⁶。

④農業の商業化と農民層の分解

先述した年貢収奪率の低下と引き替えに農家の手に残るようになった余剰物資は、しだいに農家を交換経済の波に巻き込むことになる。この変化の起点として、四代將軍家綱の慶安〜寛文（十七世紀中葉）のころが考えられている。この時期は、江戸・大坂をはじめとする都市の発展期にあたっており、社会的に消費力が急伸していたので、農民が交換経済にまきこまれる速度もいっそう早められることになった。

各地に土地独特の特産農業が起こり、農民たちは、特産物を持ってお金を手に入れることに重点をおいた商業的農業に出精するようになった。その結果江戸時代の中ごろには、山形の紅花、水戸の煙草、関東一円の養蚕、尾西（尾張の国の西部）・近畿地区の木綿、畿内の種油、阿波の藍といったような地方独自の作物（特産物）が出来てきた。

また中期以降には、米でさえ、その品質・味によって、たとえば肥後米・尾州米・加州米などといった産地名で呼ばれる、市場価格の異なる米が現れるようになった。

このように農作物の商品としての性格が強まると優勝劣敗の経済法則が農村生活に作用するようになり、それまではほぼ同じ生活水準にあった農民たちの間に、上昇農民と現状維持農民と下降農民との分解が見られるようになっていった。先述したようにこのような作用を農民層の分解というが、これは、封建社会から資本制社会（近代社会）への移行にあたっての最も基本的な変化と考えられている¹⁷。

⑤寄生地主・豪農の発生

農民層の分解は、上昇農民を寄生地主や豪農に、下降

農民を小作人や都市貧民に仕立てていった。

一般に地主とは土地所有者を意味し、自分の土地を家族で耕作する自作も、他から労働力を雇い入れて耕作する大農もみな地主であるが、それらと区別して自分で土地を耕作しない地主を寄生地主と呼んでいる。寄生地主は、上昇過程で蓄積した金で下降過程で手放された農民の土地を買い集め、下降農民に耕作を請け負わせて自分では耕作せず、小作料を取り立てるような土地所有者で、彼らの多くは、小作料としての米を酒に変えることで米に付加価値を加えて売り出す在村の醸造業者となった。

豪農とは、蓄積した金で耕地を買い入れ、人を雇って大農経営をすとか、農村工業や農村での商業を始めるとかする農民のことをいうが、これらも寄生地主的性格をあわせ持つ者が多かった。

ところでこの豪農・寄生地主の取り分は、本来、領主の手に入るはずのものであったから、この部分の帰属をめぐっては、農民側と領主との間に長い闘争の歴史があった。しかし結局、享保の改革のとき、先述のように、投下資本にたいして一割五分利の範囲内での取り分を認めるということで両者の妥協がなり立ったのである。

この寄生地主の存在は、明治以降の日本社会の大きな特徴となるが、それはこのような経緯のもとに成立することになったのである¹⁸。

⑥農民一揆

江戸時代の初期に圧倒的に強かった領主側の力に対して、やがて農民側の力が強くなるにしたがって農民の手元に残るようになった余裕分の商品化によって、やがて封建社会から資本制社会に移行していくことになるが、この領主と農民側との力関係を変えていく上で大きな役割を果たしたのが、農民一揆である。

農民の抵抗には実にさまざまな形態があるが、その中で逃散・徒党・強訴などを中心とする非合法の抵抗は一揆と総称されている。

一揆の発生件数についての完全な調査はないが、青木虹二『百姓一揆の年次的研究』（新生社、昭41）には、1590（天正18）年から1867（慶応3）年までの278年間に2809件が収録されている（同書、pp.14-16所収の「第一表：百姓一揆年代表」参照）という。

概括的にいえば、時代が進み世の中の矛盾が激化するにしたがって一揆の発生件数は多くなっており、また享保・天明・天保などの大飢饉のときにはとくに多くなっている。

江戸時代の一揆は、その形態によって小規模逃散・代表越訴型一揆・惣百姓一揆・世直し一揆の四類型に大別されているが、この類型は発生の順序をも示している。

一揆はもともと、初期の土豪の反乱を除くと逃散と越訴という比較的温和な形のものであったが、元禄～享保期、ことに享保期にはその性質を著しく変え、強訴・暴動といった暴力型のものに変わる。しかもその規模において、一村から数十ヶ村もの農民が立ち上がる（惣百姓一揆）というような、それまでには考えられない大きさのものになり、また、従来の主要な一揆がほとんど私領で起こったのに対して、天領で起こるようになる。

さらに次の宝暦時代になると、全藩の農民が一揆に加わる全藩一揆が各地で起こるようになり、農民の騒動はますます激化し、その発生数も増大していった。

たまりかねた幕府は、ついに1769（明和6）年とその翌年に農民取り締まり上両期的ともいえる二つの法令を出した。

まず明和6年の法令では、農民騒動の鎮圧に鉄砲を持ち出して撃ち殺してもかまわない、とした。しかし翌1770（明和7）年には、一揆の先手を打つのが上策として、有名な「ととう・ごうそ・てうさんの訴人に関する高札」が出される。

これらの措置の効果のほどは不明だが、このころから全藩一揆といった大一揆はなくなり、一揆の規模は縮小していった。しかし、代わって村方一揆といわれる農民の日常闘争的なものや、世直し一揆のような新しい型の一揆が多くなってくる。

世直し一揆は、年貢の過重とか役人の横暴を訴えた従来型の一揆に対して、富の再分配の要求とか身分制度攻撃とかといった封建制社会そのものを問題にした一揆であった。

その後、一時期の静穏を経て再度一揆の高まりがくるのが幕末期ということになるが、徳川幕府の滅亡はこの高まりと重なることになる¹⁹。

3. 近世都市の成立と人口構成

①近世都市の成立

政権所在地や港町、門前町といった旧来の中世都市に加えて、織豊時代から徳川初期（16世紀後半から17世紀初頭）にかけてわが国の至る所に大小の都市が発生し、形成された。都市の発生には大量の人口を支えるための農村における余剰生産物の増大が基本的前提条件であるが、この時期にはそれが可能となった。堺・博多・

長崎を先頭に諸都市に商工業が発展し、外国貿易の隆盛が見られた。殊にこの時期には有力な大名による、権力と財力の強大化のための既存有力都市の獲得や商工業者を招致して新都市を建設することが盛んに行われた。一般諸大名もそれぞれ、地方地方に適当な地を選んで、そこに多数の家臣団を居住させ、それらを養うために更に多くの商人・手工業者を招いて自己の政治的財政的拠点とした。とくに近世初頭、封建制度の再編成によって一応の秩序が確立するにしたがって、この種の城下町の形成が完了した。この時期に断行された兵農分離や農商の徹底的な分離政策は、先述したように商人を都市に集中させ、都市の形成を一層促進した。こうして全国二百六七十の大名の数だけ、城下町も存在することになった。

これらの城下町は、軍事的見地から在来の商業聚落や門前町・港町その他宿駅の地を再編成したものが多く、したがって純商業都市・港町・門前町は数からいえば少数で、近世都市の圧倒的多数は城下町であった。これらの城下町は徳川時代二百数十年の間、多少の例外はあってもほとんど変容することなく維持され、中には明治以後においても、しばらくは旧型のままに残ったものもある。

その他、徳川時代に入って新しく出来たものに無数の宿場町がある。これらは殊に参勤交代制度による大量の人や物資の往来・輸送に刺戟されて発展したわけであるが、このほかに特殊な産業地、例えば鉱山・機業・醸造その他手工業生産の盛んな土地に出来た町もある。これらは数からいえば少なく、また都市としての規模も小さかった²⁰。

②離村農民の都市流入

こうして全国各地に二百数十に上る（大陪臣の準城下町を入れると三百近くの）大小の城下町が出来、また沿岸の要衝には港町が栄え、主要街道にはそれぞれ数十百の宿場町が成立した。こうして新たに「町人」なる階級身分が、武士・百姓と並んで有力な社会階層を形成することになった。

一般に都市の成長発展は、内部の自然増加に負うよりも他からの流入者に負うことがはるかに多い。他からの流入者には、近隣の小さな町や他国の都市の商工業者すなわち既に町人となった者が転入する場合もあるが、最も重要でかつ大量でもあったのが離村農民の都市流入であった。

農民の離村には、制度上土地分有の許されない二三男が生活手段を求めて離村するケース、貧農の子女が年季

奉公に売られて離村するケース、あるいは借金や不義理・未進等で破産の憂目にあった者が単独であるいは家族とともに出奔するケースなど様々のケースがあった。殊に凶作飢饉の年には、多くの飢民が、親子兄弟散り散りに食を求めて各地をさまよった。

離村農民の流れ着く先として、他所他国での農業奉公も多かったけれども、とりわけ多かったのが江戸・大坂や地方の諸城下その他の都市であった。中世以前の離村者や出奔人は、流れ流れてより悪い条件で働くことになる他所の農奴や隷農に化するか、あるいは浮浪人となって山野に行倒れる以外に道がなかったのに対して、徳川時代の浮浪者や離村者は、よかれあしかれとにかく都市に流れ込むことができた。ヨーロッパで言われたように、日本でも都市の空気は農村よりも自由だったのである。またこれら流入者に対して都市は寛大であった。とりわけ大都市がそうであった。殊に江戸・大坂等の大都市では、常時日傭人足の需要があり、日傭座も成立し、口入稼業を職業とする親方も存在した。チャンスに恵まれば武家・町家の奉公人となり、手に技を持つものは何らかの職人となり、またその弟子となった。何の芸はなくても湯屋の三助や米搗きになれた。さらに多少の資力を有する者は行商人や小売人になることもできた。荻生徂徠は享保の頃農村から江戸に流入する者が多くなったことを「農民も出替りの奉公人に来て、直に留まりて日雇を取、ほてい（棒手）をふり、直に御城下の民となる者、日を追い年を追って夥しく云々²¹」と語っている²²。しかし近代産業成立以前においては、龐大な労働人口の需要というものはありえないから、出稼奉公人や特別の縁故あるものはともかく、たまたま幸運な者が前記の諸職業にありつきえた程度で、中にはいつまでも生業につきえず、ついには無宿無頼の徒や寄生的な遊民になり果てる者も多かった²³。

③近世都市の人口構成

都市の人口構成は城下町と商工業その他の町とは著しく異なっている。城下町では武士と町人がほぼ半々、その他の都市では武士はごくわずかである。先述のように都市の人口の再生産は農村からの補給によって行われたが、江戸中期以後の都市人口は減退もしくは停滞した。それは基本的に人口を大量に吸引する産業条件に欠けていたからであるが、また一面で農村の荒廃を恐れる幕府や諸藩による都市人口の増加抑制策が作用したからである。農民の離村禁止や都市流入制限は前々から幕府諸藩によって取られた方針であったが、幕末には江戸・

大坂等では単なる流入禁止に止まらず、流入者の郷里への送還、帰農といった強行策さえ採られるに至っている。

都市人口と農村人口との比率は、藩によって異なるが、大体において、都市の町人人口は藩総人口の5%程度であり、これに武士の数を加えると10%位、江戸・大坂・京都などの大都市を入ると、町人・武士を併せた都市人口は全国合計370～380万人に達し、全国総人口の12%程度を占めるに至っているという²⁴。

4. 大江戸の成立

江戸期のいわゆる三都、すなわち京都・大坂・江戸のうち、古代・中世日本の中心都市京都に代わって、近世第一の商業都市として発展する大坂に対して、将軍様のお膝元で近世日本の政治の中心地として、また武家の都市として発展するのが江戸である。以下近世都市江戸について、その成立から市政・人口などを見みる。

①大江戸の成立

江戸の正確な起源は明かではない。12世紀のはじめころ、今の牛込から赤坂・金杉方面までを含む丘陵地帯を桜田郷といい、その中の一部落（今日の江戸城本丸から紅葉山あたりという）に江戸と呼ばれるところがあり、ここに、桓武平氏の流れを汲む関東武士の一人が居館をかまえ、地名から姓をとって江戸四郎重継と名乗った。江戸氏はその後約二百年ほどこの地において、関東の有力な豪族として勢力を振るったが、やがて多摩郡の木田見という土地に移り、江戸は無住の地となった。約百年後、太田道灌がこの地に築城したことから、今日江戸の開祖は太田道灌ということになっている。

今日知られる大江戸は、徳川家康が幕府を開き、江戸を居城と定めて、1590（天正18）年8月1日にこの土地に入って、ここが日本の政治の中心地になってからのものである。

家康入府当時の江戸はというと、「まず、城は本丸・二の丸・三の丸があったが石垣などはなく、土を盛りあげた土手がこれを囲み、出入口として数ヶ所に木戸門が設けられていた。城内の建物も屋根は板葺で、玄関の階段には舟板が三枚ならべ」られているだけであり、城下の町とはいっても茅葺家が百軒ばかり並ぶだけで、現在の日比谷から馬場先門のあたりまで日比谷入り江が湾入し、日本橋から京橋・銀座・築地あたりまでは、葎の生い茂った砂州で、武家屋敷や町家を造る広場さえほとんどないといった有様であった。しかし、天下分け目の

関ヶ原（1600〔慶長5〕年）のころには各地から人の集まるかなりの町になっていたが、当時はまだ草葺だったようで、関ヶ原翌年の江戸の町を焼尽した火事のあと、草葺を禁じて板葺にすることが命じられている。町はすぐに復興され発展を続けるが、江戸が城下町として飛躍的に整理され始めるのは、2年後の1603（慶長8）年になってからである²⁵。

1603（慶長8）年2月12日に征夷大將軍に就任した家康は、その3月に福島正則・結城秀康・松平忠吉・前田利長・伊達政宗・黒田長政・加藤清正・上杉景勝・浅野幸長ら約70名の有力大名に命じて江戸の城下町建設に着手した。このときの工事の中心は、今日の駿河台あたりにあった神田山を切りくずして、その土で城の東側の入り江や湿地を埋め立てることであった。「その結果、日比谷から呉服橋にいたる一帯、さらに京橋から日本橋にいたるまでの土地が埋め立てられ、そこに江戸の城下町がつくられた。町数にして約三百ほどで、のちにこれらは古町と呼ばれ、江戸の町でもとくに格式が高いものとされた。」慶長14年には江戸の人口は200,000人になっている²⁶。

大坂夏の陣で豊臣氏が滅びると、徳川氏は全力をあげて江戸城とその城下町の建設に取りかかった。このときの工事は、城の外郭を整え、将軍の居城としての江戸城を完成することであり、その最大部分は、神田御茶ノ水の掘割を通し、湯島台と駿河台の台地を切り離すことであった。このとき神田構内にあった神田明神が、現在の湯島台に移された。

1634（寛永11）年から翌々年にかけて参勤交代制と諸大名の妻子在府制が定まり、武家屋敷が不足となった。そこで江戸城周辺の寺院などが郊外に移された。後に見られる江戸城総曲輪の完成は、1636（寛永13）年のことである。

この後も江戸の町づくりは急速に進展するが、とくに1657（明暦3）年の明暦の大火は一つの画期となった。この大火は、1682（天和2）年、1772（明和9）年の大火とならんで江戸の三大大火と呼ばれているが、この火事のことを詳しく書いた『むさしあぶみ²⁷』によれば「惣じて町中五百余町、大名小路五百余町、大みやうの屋かた五百余宇、小みやうの宿所六百余ヶ所、(略)御城の殿守、(略)江戸中にありとあらゆる橋々六十ヶ所、(略)堂社(略)そのほかの寺院三百五十余宇、みなことごとく焼ほろびたり。(略。焼死者)をよそ十萬二千百余人」(pp. 398-399)とある。

この大火を機会に幕府は次のような思い切った区画整

理をしたために、江戸は大きく様変わりする。

- 1) それまで江戸城曲輪の内にあった大大名の屋敷を、すべて曲輪外に移した。
- 2) 八丁堀・矢之倉・馬喰町・神田など、江戸城近くの町中にあった寺院を全部、深川・浅草・駒込・目黒といった江戸郊外に移した。
- 3) 焼け跡の整理をかねて焼け土を運び、木挽町・赤坂・牛込・小石川などに残っていた池沼などを埋め立てて、新地を開いた。
- 4) 防火設備として、防火堤(土手)を白銀町・方町・四日市町などに設け、また防火地として、広小路を日本橋と京橋の間に三ヶ所、鍛冶町と桶町の間の一ヶ所つくった。
- 5) それまで六間であった江戸市中の主要道路を、十間幅にひろげた。
- 6) 芝や浅草などに新堀をつくり、神田川をひろげ、また隅田川に橋をかけた。これが両国橋であるが、この架橋によってそれまで隅田川までであった江戸は、川の東側、すなわち本所・深川地域にまで拡大した。

明暦の大火に関連して、数多い江戸町絵図の中でも最も正確といわれる江戸市街地の実測図が作られた。それは、寛文の江戸大絵図で将軍家綱の命によるといわれる。

その後も江戸の町の発展は続くが、市街地の区画割りの大きな変化はこれが最後のものとなった²⁸。

②都市江戸の町数

俗に「江戸八百八町」といわれる江戸の町数は、史料に問題があって正確には不明だといわれるが、おおよそ次のような推定が行われている²⁹。

- 1) 慶長期……約 300 町
- 2) 延宝 7 年(1679)……808 町、ただし町奉行支配の町のみ。
- 3) 延享 4 年(1747)……1678 町。ただし寺社門前町も含む。
- 4) 天明期(田沼時代)……町方支配の町 1200 余町。寺社門前町 400 余町。両者の合計 1650 余町。大名上屋敷 265 ヶ所。大名中屋敷・下屋敷合計 466 ヶ所。神社 200 余社。寺院 1000 余寺。
- 1) 天保期……新地寺社を合わせて、2770 余町。

③都市江戸の人口

都市江戸の人口についても正確には掴めないといわれ

るが、全く手がつけられないというわけでもないようである。他の城下町同様、江戸の町も武家屋敷地・社寺地・町人地の三つに分かれており、うち町人地については、八代将軍吉宗のとき以来くわしい人口調査があり、社寺地についても部分的に史料が残っているという。江戸の人口が不明なのは、面積で六割を占める武家屋敷地の人口がわからないからである。江戸は参勤交代などもあって、他所よりとくに武士の出入りが激しかったこともその理由の一つに数えられている。また、当時は武士の実情を示す資料は極秘とされていたことによる推測もあるが、これに対しては、幕府の権力をもってすれば調査できたはずであるが、あえてこれをする必要がなかったためとする見解もある³⁰。

1) 江戸の人口調査と町人人口

徳川時代の全国人口調査は、八代将軍吉宗時代の享保 6 年(1721 年)に始めて実行され、同 11 年に第二回目、以後 6 年ごとに繰り返された(子午年調査)。この全国人口調査表は不完全ながら幕末まで揃っており、これを元にして都市江戸について「大体徳川中期以後の町人人口は五十三万人に固定して、ほとんど増減しなかったということが明らかである」といわれている³¹。

「江戸の人口は享保以後、毎年四月及び九月の二回調査されるのを例とした。その人口は子・午の年には町奉行から公式に勘定奉行に提出されるのである³²。」

江戸町人人口には、町奉行支配下の町方人口と寺社奉行支配下の寺社門前町人口がある。享保時代の江戸町人の数は、町奉行支配が約 50 万、寺社奉行支配が 5 万、計約 55 万人であり、この数字は若干の上下変動はあるものの、幕末まであまり大きく変わらなかった³³。

関山、前掲書から転載して都市江戸の町人人口一覧を示せば次頁に掲げる①②表のようである。

2) 都市江戸の総人口

上記の江戸の町人人口に対して、町人以外の江戸の人口については(江戸の人口の不明確さの原因。前述)次のような推計が行われている。

「町人以外の人口は不明という外ないが、ここには幕府の手足たる旗本・御家人及びその家族・家来・使用人が常住しており、また諸大名は大小格式に応じ、大は千人を越え、小でも数百人に上る多数の家臣及び妻妾子女等を常住せしめていた。またこれらに従属する仲間・小者その他男女の雑役使用人が多数に上った。それらの数はもちろん厳密には判らないが、旗本御家人の数は約二万三千人、家族平均を五人とすれば十一万五千人、その

【①】(関山, p. 226 から)

年次	人口数	増減率
享保 6	501,394	100.00
" 11	471,988	94.13
" 17	533,518	106.41
元文 3	453,594	90.47
延享元	460,164	91.78
寛延 3	509,708	101.66
宝暦 6	505,858	100.89
" 12	501,880	101.10
明和 5	508,467	101.41
安永 3	482,747	96.28
" 9	489,787	97.68
天明 6	457,083	91.16
寛政 4	481,669	96.07
" 10	492,449	98.22
文化元	492,053	98.14
" 7	497,085	99.14
" 13	501,161	99.95
文政 5	520,793	103.87
" 11	527,293	105.16
天保 5	522,754	104.26
* " 11	551,365	109.97

【②】(関山, p. 227 から)

年次	町方人口	寺社門前人口	合計	増減率
享保 18年9月	475,521	60,859	536,380	100.00
19・4	473,114	60,649	533,763	99.51
20・9	470,359	60,289	530,648	98.93
元文 元・4	466,867	60,180	527,047	98.26
3・4	469,601	58,516	528,117	98.46
寛保 2・9	446,278	55,068	501,346	93.54
3・4	448,453	52,713	501,166	93.43
延享 4・4	454,226	58,687	512,913	95.62
天保 3・4	474,674	70,949	545,623	101.72
12・4	—	—	563,689	105.09
13・4	477,349	73,714	551,063	102.73
14・9	477,076	70,876	547,952	102.15
弘化 元・4	491,905	67,592	559,497	104.31
安政 元・4	—	—	573,619	107.00
2・9	—	—	564,544	105.25
万延 元・4	—	—	557,373	103.91
慶応 3・4	—	—	539,618	100.60

* 安政元年4月と同2年4月とは全く同じで何れかが誤りであることは明らかであるが、仮に元年分に充て、2年は9月分を採った。
 (引用者注: ①②表とも出典は幸田成友「江戸の町人の人口」『幸田成友著作集 第2巻』中央公論社, 所収)

「天保撰要類集」三十三

家来及び従属者推定約十万人³⁴, 諸藩の江戸常住者及び参観交代の在府者は, 家臣総数の二割³⁵とすれば約六万人, そのうち半分が平均五人の家族持ちとして合計十八万人, その他大名・旗本及び幕府直属の足軽・仲間・小者・雑役奉公人男女の推定約十万人とすれば, 総計約五十万人となり, これに浪人者を加えると, 武士とその従属者の数も五十二三万人となって, ほぼ町人数と匹敵したものと推定される。その外に計算には入らぬ無籍者が相当の数に達したにちがいない。これらのうち無籍者の数を別とすれば, 大体固定的であったから, 徳川中期以後の江戸の総人口は武士町人を併せて約百五~六万人,

無籍者を入れると百万人にも達したのではないかと思われる。」と推定されている。(関山, 前掲書, pp. 227-228)

3) 都市江戸人口の男女比(付・大坂)

江戸時代初期には江戸居住の女性の比率が非常に少ない。これについては, 江戸が出稼地であり, 生活をかけた修羅の場であったからという理由のほかに, 女子の帳外れ³⁶や調査洩れあるいは墮胎問引の犠牲といった理由が推測されている。

都市江戸と大坂の男女人口構成の動態表を引用・転載すると以下のようである。

年次	江戸			備考	大坂			備考
	男	女	男 100 に付女		男	女	男 100 に付女	
正徳 3	人	人			人	人		
享保 6	323,285	178,109	54.4		205,592	172,80	84.0	
19	338,112	195,651	57.8		206,721	174,74	84.4	
元文元	339,998	193,049	57.8	(町方支配のみ)	213,056	175,85	82.7	(元文年以後)
寛保 3	316,373	184,793	58.4	(以下町方寺社)				男女別人口
天保 3	297,536	248,087	83.4	(門前町人合計)				不明)
弘化元	290,861	268,636	92.3					
安政元	294,028	279,591	95.1					
慶応 3	272,715	266,903	97.8					

(関山, p. 275 から)

大体、享保期くらいまでが江戸町人人口の発展期で、この時期からだんだんと安定・停滞期にはいるというのが江戸町人の人口動態についての通説であるが、そのころから女性の占める比重がしだいに増えており、江戸が出稼地から安定した文化の町になってきたことの反映だとされている。上掲の表で言う、弘化以後の性比が正常に近いという。さらに幕末期には、男性女性ほぼ同数に達し、1867(慶応3)年9月には0.8%ほど女性が男性を上回るようになってきているという³⁷。

4) 都市江戸の行政—江戸町奉行所—

先にも触れたように、江戸の町も他の城下町同様、武家屋敷地・社寺地・町人地の三地域に分かれている。武家屋敷地は各その当主が支配者だが、しいていえば大名屋敷地は大目付の、また旗本屋敷地は目付の監視下にはいる。社寺地は寺社奉行が、町人地は町奉行が支配の責任者である。

幕府の職制によると、幕府支配の町の統制者をすべて町奉行と呼んでいるが、江戸の町人地支配の最高責任者は町奉行である。江戸町奉行は、幕府役職に一般的な複数制で、三人の時もあったが多くは二名で担当し、一人が北町奉行、一人が南町奉行となり、一月交替の月番制で仕事をした³⁸。

町奉行の下で実務にたずさわる者に与力と同心がいた。

以上の江戸の行政のいっさいを預かる江戸町奉行の他に1665(寛文5)に設けられた火付盗賊改役という役職があった。これは、江戸市中の火災の予防、盗賊の逮捕、ばくちの取り締まりをした³⁹。

5) 都市江戸の市政—町年寄・町名主・家主—

町奉行に支配される町人がわの役職に、町年寄と町名主とがあった。町年寄は江戸町政独自の制度で、樽屋藤左衛門・奈良屋市右衛門・喜多村弥兵衛の三家が、半官半民のような立場で町奉行所と町名主の間に立って江戸町政をつかさどった。この三家は、いずれも明暦の大火で由緒書など焼失してしまって正確なことはわからないが、三河時代から家康に関係のある家で、家康によれば江戸にきた人たちである。

町年寄の下で一般町政をみるのが町名主であり、在方の村名主にあたる役職である。町名主は、一町に一人というわけではなく、たいいてい四、五ヶ町から七、八ヶ町に一人であった。しかし、町の発展とともにだんだん多くなり、あまり多いと費用もかかるというので、1722年(将軍吉宗の享保7年)にその数を262人に制限し、それを17の組に分けた。しかしその後も江戸の町は発

展し、21組にまでなった。

町名主は、その発生の状況などによって以下の四種が分類されている。第一は草分名主。先祖がその町を開拓したとされ、名主のうちでもっとも威張っていた。第二は古町名主。慶長年間、江戸の町が最初に拓かれたときからの名主。草分名主と古町名主は、先述の三町年寄と同格とされた。第三は平名主で、普通の名主、第四は門前名主といって門前町の名主である。

これらの町名主の下にあって、町の正規の構成員として五人組をつくっていたのが家主である。家主とは、地主から給料などをもらって、その宅地・家作などを管理し、さらにその宅地・家作などにいる地借・店子をも監督・差配する者をいう。したがって江戸の人口の半分以上を構成する地借・店借人は、江戸市政の正規の構成員とはなっていなかった。新開地の江戸は、たえず新しい人間が流れこみ、またあちこちと移動していたので、家主制度でそれらを掌握しようとしたのだと推定されている⁴⁰。

注

- 1 中野三敏『江戸名物評判記案内』岩波書店(新書313)1985, p. 46
- 2 同前, pp. 45-48 & p. 188 参照
- 3 江戸時代の通貨は白藩内だけで通用する藩札を除くと、金・銀・銭の三貨があった。これらは、それぞれ独立した別個の通貨であり、とくに金は江戸を中心とした東国で、銀は大坂を中心とした西国で主として使われる経済圏を異にする通貨であった。一方銭は、これら高額通貨である金銀を補う小額通貨として全国共通に使用されたが、これはこれで独立した別個の価値体系をもっていた。したがって、これら三貨を実際に関連づけているのは、刻々と変わる金銀相場であった。そのうえ、金と銭が鋳造貨幣であったのに対して、銀は塊をそのまま使う秤量貨幣で、秤によって測定された重さが単位となっていた。(大石慎三郎『徳川吉宗と江戸の改革』[講談社学術文庫]講談社, 1995, pp. 251-252)
- 4 大石, 同前書, pp. 251-255
- 5 大石慎三郎『宝暦・天明期の幕政』(『岩波講座 日本歴史 11 近世3』1976, 岩波書店, pp. 170-171)
- 6 大石『徳川吉宗と江戸の改革』, 前掲, p. 4
- 7 大石, 同前書, p. 5
- 8 大石, 同前書, pp. 6-7
- 9 大石, 同前書, pp. 15-17
- 10 大石, 同前書, pp. 92-93
- 11 大石, 同前書, pp. 190-191
- 12 大石, 同前書, pp. 194-195
- 13 関山直太郎『近世日本の人口構造—徳川時代の人口調査と人口状態に関する研究—』吉川弘文館, 昭和33年(1)/昭和60年(3), pp. 277-278
- 14 大石, 前掲書, pp. 192-194
- 15 大石, 同前書, pp. 196-201
- 16 大石, 同前書, pp. 202-203
- 17 大石, 同前書, pp. 207-209
- 18 大石, 同前書, pp. 210-211

¹⁹ 大石, 同前書, pp. 212-227

²⁰ 関山, 前掲書, pp. 211-213

²¹ 荻生徂徠「太平策」(『日本経済叢書』第三巻) p. 555

²² 農村から都市への流入人口がどの程度であったかは、都市流入者が概ね「妻子も無之一期住同様のもの」と認められた通り、人別帳にも上らないでそのまま居着いた者が多かったから計数的にこれを知るのは困難だが、人口の知られる都市で見て相当数に達したことから大まかな想像はできるといわれる。例えば江戸についての享保期の徂徠

や室鳩巢の証言、天明年間の植崎九八郎の証言に見られるように、江戸や大坂等の巨大都市については、その地域的拡大と市況のいや増す繁昌振りを伝える文献は少なくないという。

天保14年から慶応3年の町人の出身地別人口調査〔下表参照〕⁴¹によれば、幕末江戸町人人口の約四分の一は江戸以外に出生地をもったものであり、その大部分が農村出身者であったと推測されている。↙

	江戸出生	他所出生	不明	合計
天保14年	386,040人(70.5%)	161,881人(29.5%)	31人	547,952人(100.0%)
弘化元年	401,363(71.9)	157,333(28.1)	65	558,761(100.0)
安政元年	429,917(75.4)	140,637(24.6)	344	570,898(100.0)
同2年	426,774(75.7)	137,431(24.3)	339	564,544(100.0)
万延元年	425,169(75.6)	137,004(24.4)	332	652,505(100.0)
慶応3年	421,023(78.3)	116,926(21.7)	514	538,463(100.0)

【関山, 前掲書, p. 221 所掲を転載】

↙天保人返しの際、「出稼人」も当然対象となったが、その数は天保14年9月に男22,437人、女7,039人、計29,476人、その翌年には男17,046人、女4,606人となっている⁴²。これらは主として丁稚奉公と女中奉公であり、男は女の二倍乃至三倍に上っているが、その供給源は農村であり、彼らの大部分はそのまま居着いて、やがて町人と化して行ったと推測されている⁴³。

²³ 関山, 前掲書, pp. 216-218

²⁴ 関山, 同前書, pp. 321-322 (『終章』より)

²⁵ 大石, 同前書, pp. 132-134

²⁶ 大石, 同前書, pp. 134-135

²⁷ 浅井了意「むさしあぶみ」(『日本随筆大成 第三期6』吉川弘文館, 平成7年〔新装版1刷〕, pp. 369-412 所収)

²⁸ 大石, 同前書, pp. 135-40

²⁹ 大石, 同前書, p. 140

³⁰ 大石, 同前書, pp. 144-146 & 関山, 後掲書

³¹ 関山, 前掲書, p. 62 & pp. 227-228

³² 関山, 同前書, p. 226

³³ 大石, 同前書, pp. 144-148

³⁴ 関山, 同前書, p. 240の注(10)、細川広世「形勢総覧」(明

治十六年) 139頁に拠る推計。

³⁵ 関山, 同前書, p. 240の注(11)。「不恤緯」ほか先行研究三論文を利用した推計。

³⁶ 「帳外れ」—二重国籍者—:「都市の人口中には郷里と現在地との二重戸籍者が少なくないこと、及びその反対に郷里をそのままにして現住地の戸籍に上らないもの、更には郷里の戸籍が帳外れとなりながら、現住地の戸籍に載らないものも少なくなかった。いうまでもなく無宿浮浪の者である。既記の通り松平定信は天明の人口減少の理由をこの帳外れの増加に求め、その多数の者が江戸等の大都会に流れこんでいるといっている。」(関山, 同前書, pp. 122-148)

³⁷ 大石, 前掲書, pp. 146-148 & 関山, 前掲書, p. 274

³⁸ 大石, 同前書, pp. 149-151

³⁹ 大石, 同前書, p. 154

⁴⁰ 大石, 同前書, pp. 154-156

⁴¹ 幸田成友「江戸の町人の人口」(『社会経済史学』八の一、昭和13年) (関山, 同前書, p. 223 注(11))

⁴² 幸田, 同前論文 (関山, 同前書, p. 223 注(17))

⁴³ 関山, 前掲書, pp. 222-223

【付記】本稿は平成12年度慶應義塾大学特別研究休暇の成果の一つであることを記して謝意を表する次第である。